

交渉結果報告書

市長公室 人事課

交渉内容 平成18年度給与確定要求回答交渉
交渉日時 平成18年11月21日(火) 15時05分～17時10分
交渉場所 庁舎8階 大会議室
交渉出席者 当局側 平本人事監 塚原市長公室長
谷口参事 寺島課長 宇野主幹 本城係長
組合側 小野執行委員長 副執行委員長 書記長 書記次長他執行委員等 計18人

概要	平成18年11月2日付で宇治市職員労働組合から提出のあった「2006年賃金確定要求書」について、別添の回答書のとおり回答した。
組合側の主張	<p>男性職員の育児参加のための休暇は、国でも平成14年度から制度化されており、また、人事給与制度検討委員会からも指摘されているにもかかわらず、なぜできないのか。早急に検討し、回答してもらいたい。</p> <p>全労働者の平均賃金を出せば、それが職員の賃金となるものではない。働き甲斐や意欲を確保するためにはどのような賃金体系が必要かを考えるべきである。</p> <p>自家用車で通勤する者には、ガソリン代と駐車場代を合わせて支給することで実費弁償となる。市が斡旋している駐車場の月額5千円であり、自転車・バイクの使用者とは分けて検討すべきである。</p> <p>「心や身体の健康管理医の常駐化と、労安事務局の保健師を複数配置するとともに、事務局を人事課から分離・独立させること。」との要求に対して、回答がないので、次回には必ず回答してもらいたい。</p> <p>臨時職員、嘱託職員の勤務条件は、正職員の勤務条件にも密接に関わっているとの認識を持ってもらいたい。傷病休暇制度など府下の中でも進んだ制度があるので、取り入れてもらいたい。</p> <p>臨時職員賃金については、本年度が見直しの年であるので、きっちりと回答してもらいたい。見直しの検討にあたっては、南部の自治体だけを見るのではなく、京都市も見てもらいたい。</p>
当局の主張	<p>男性職員の育児参加のための休暇は、人事給与制度検討委員会から指摘されている他の休暇制度ともあわせて整理する必要がある、速やかに検討し、提起していきたい。</p> <p>駐車場問題については、自転車・バイクの使用者とは分けて検討する必要があると認識している。</p>